

## 2 集落法人とは

効率的で安定的な力強い経営体が農業生産の相当部分を担う生産構造への転換を目指し、本県で、担い手として育成に努めている「集落法人」を次のように定義しています。

### 【集落法人の定義】

- (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する「特定農業法人(過去に該当したものを含む。)」又は人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に規定する人・農地プランにより「地域の中心となる経営体」として位置づけられ、将来的に地域の農地の相当部分を担うと認められる法人であること。
- (2) 地域の農業構造のあるべき姿、農用地利用改善事業実施方針、集落法人育成の推進体制及び支援策等について市町が定めた集落法人育成計画に基づき設立されたものであること。

集落法人は、集落(1~数集落)の農地の所有と利用を分離し、相当面積を一つに利用集積することで効率的・持続的な農業経営を行う法人のことです。現在の小規模で分散した農地による非効率な個別完結型経営を見直し、法人による農地の一体的管理に転換したうえ、機械・施設装備の投資額の削減や労働時間の縮減などの低コスト化により、飛躍的な収益性の改善を目指すものです。

さらには、水稻依存体質から脱却し、農業生産活動において自立した経営を、段階的・計画的に、より高度な経営に発展させ、経営力の高い担い手を目指します。そのことにより、地域内での常時雇用や臨時雇用などを創出し、地域の活力の向上が図られます。

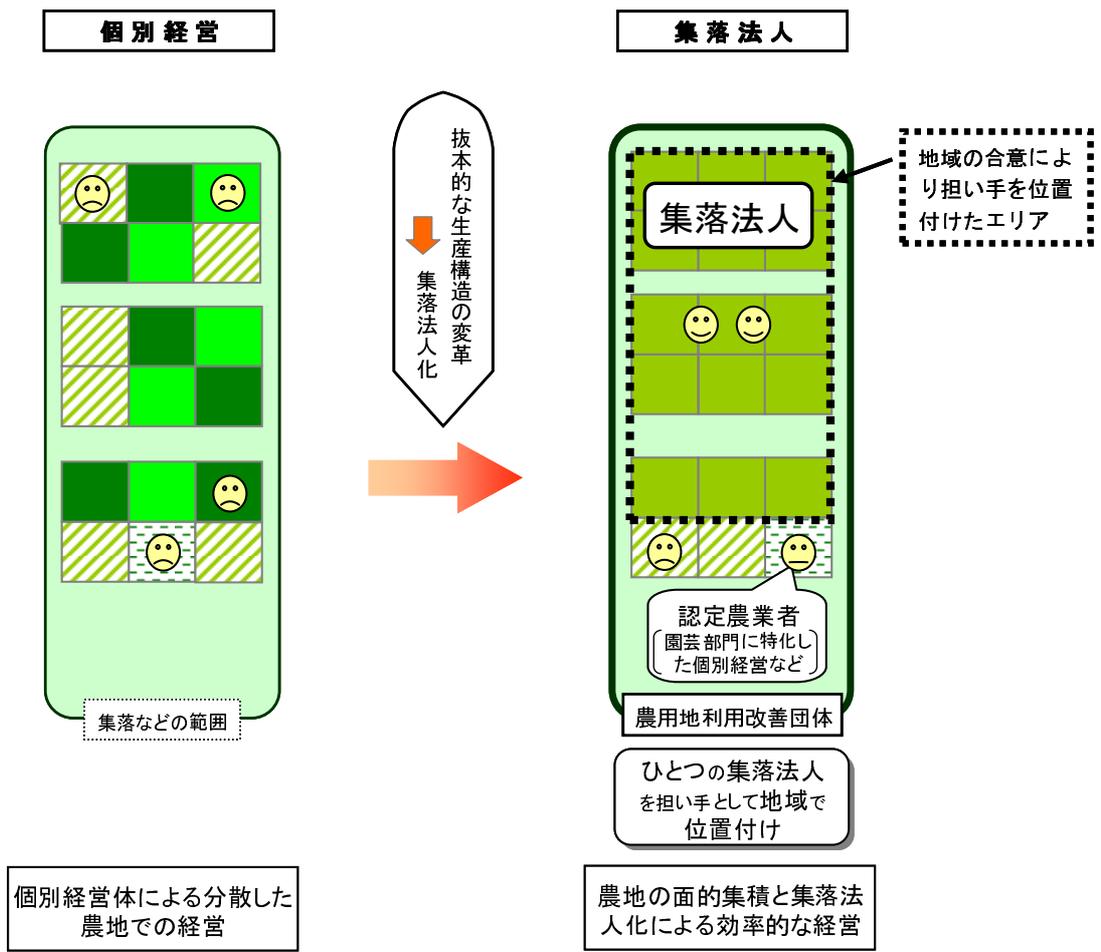


図 I-2 集落法人化のイメージ

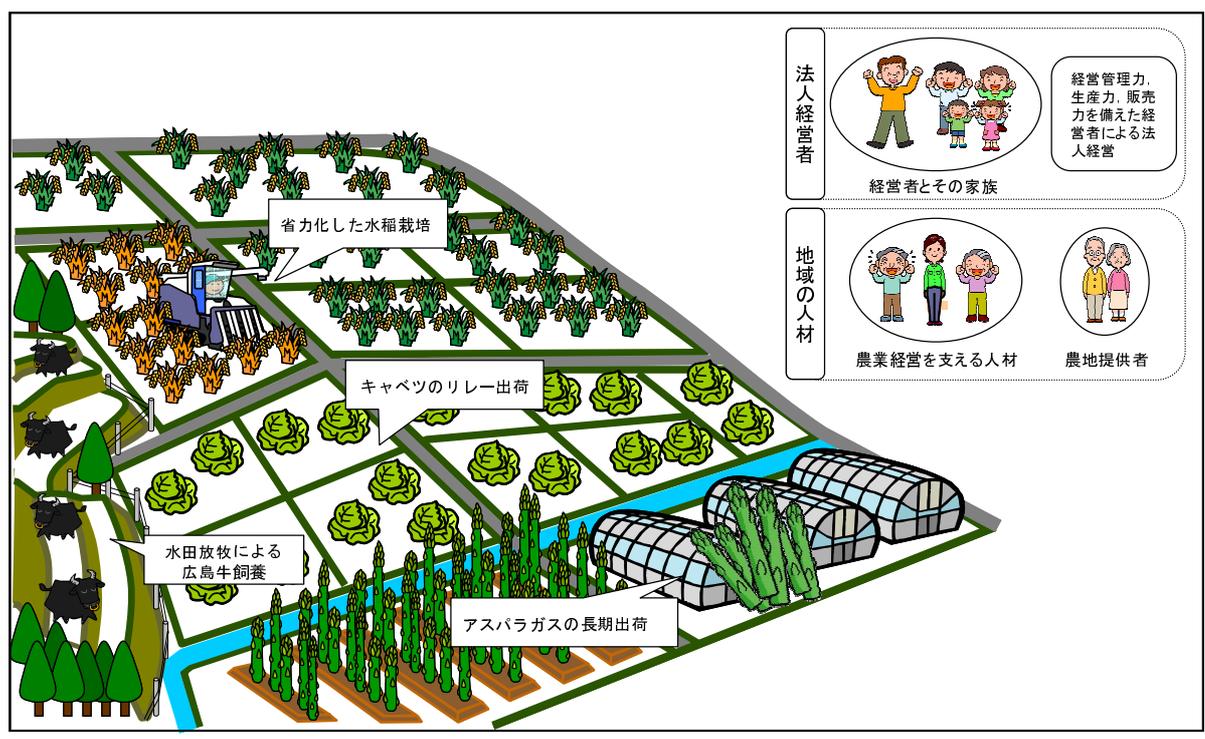


図 I-3 経営力の高い担い手となった集落法人のイメージ